

令和3年3月22日

東京高等裁判所長官

今崎 幸彦 様

令和3年度長野地方・家庭裁判所佐久
支部改修工事において、試行面会施設の
設置及びエレベーターの設置等を求め
る要望書

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

要 望 書

第1 要望の趣旨

当裁判所佐久支部の充実を求める協議会は、令和3年度に予定されている長野地方・家庭裁判所佐久支部及び佐久簡易裁判所（以下、「佐久支部」と表記します。）の改修工事（以下「本件改修工事」と表記します。）について、下記1から3の要望をいたします。

記

- 1 試行面会施設の設置工事を優先的に行うこと
- 2 エレベーターの設置工事を優先的に行うこと
- 3 本件改修工事の入札公告を延期すること

以上

第2 要望の理由

1 はじめに

当協議会は、佐久地域の司法充実のため、

- ① 佐久支部に家庭裁判所調査官を速やかに常駐させること
- ② 佐久支部において早期に少年事件を取り扱うこと
- ③ 佐久支部庁舎を早期に建て替えること
- ④ 庁舎の建替えの際には、建替場所・設備内容等について、利用者の安全性・利便性に最大限配慮した庁舎とすることを主たる目的として活動してきました。

当協議会では、平成31年2月25日、令和元年7月31日には、最高裁判所及び財務省に赴き、要望書を手交するとともに直接要望を伝えてきました。赴いた際には、いずれも丁重な対応を受け、今後、佐久地域の実情に注目してくださる旨のご回答もいただけてきました。また、令和2年11月9日には、改めて要望書を最高裁判所、財務省、及び法務省に提出しております。

そのような要望活動を経て、今般、佐久支部庁舎の問題点を一定程度解消すべく少なからぬ改修予算が組まれたことに関しては、当協議会としても喜ばしいことであると認識しており、当協議会からの要望について関係各位が真摯に検討を重ねてくださったことに対しては、心より御礼を申し上げます。

庁舎の建替えまでには至らなかったことについては残念ではありますが、公的建造物の長期利用が求められている昨今において、現時点でひとまず改修にとどめるというご判断については一定の理解もできる場所ではあります。

しかしながら、本件改修工事は、工事内容から推測できる予算規模の割には、重要な問題が解決されないまま後回しにされてしまっています。せっかく予算付けされた本件改修工事の費用については、標記要望の趣旨のとおり、より優先度の高い機能確保のために費やされるべきであると考え、ここに要望するものです。

2 本件改修予定案は佐久支部問題の一部しか解決しない

本件改修予定案は、主に以下の点で、佐久支部庁舎の問題改善に一定程度は資するものであると思料いたします。

- ① 1階に調停室が新設されることにより、2階まで階段を昇れない方でも1階で調停に参加できるようになること
 - ② 調停室と待合室の配置を見直すこと等により、調停室等の防音設備の貧弱さを改善すること
 - ③ 1階に冷暖房完備の待合室が新設されることにより、防寒対策となること
 - ④ 1階の調停室と待合室の新設により、対立の激しい調停当事者同士の近接を避ける対応ができること
- その他にも、庁舎内での被告人接見が可能になることなど、いくつかの改善は認められます。

しかしながら、上記改善点は、従来当協議会が指摘し続けてきた佐久支部の問題点の一部を解決するものに過ぎず、本件改修工事案は、むしろ重大な問題点を未解決のまま残すものと言わざるを得ません。

3 本件改修予定案には、試行面会施設の設置がなく、家裁調査官の常駐が想定されていない点に大きな問題がある

- (1) 今回の改修予定案は、佐久支部庁舎内の大小全20数室の部屋のうち15室ほどの部屋が壁の取り壊しや配置の変更により消滅し、新たに16室ほどの部屋ができるという大規模なものです。

それにもかかわらず、試行面会施設（考査室・調査室）がどこにも存在しないなど、家裁調査官の常駐を前提としない改修となつてしまっています。

改修とはいえ、これほど大きな改修予算が付いたとなると、今後長期間にわたり建替え予算はつかないことが容易に予想されます。とするならば、この大規模改修の機会に、佐久支部に必要な裁判所機能を是が非でも確保する改修にしなければなりません。

その観点から、まず、試行面会施設（考査室・調査室）の設置工事は必須です。

- (2) 夫婦間の紛争により、子どもとの面会交流の可否や方法を巡って対立している場合、試行的面会交流を行うことは有効な手段ですが、佐久支部にはこれを実施できる試行面会室がなく、家裁調査官が常駐していないこととも相俟って、試行的面会交流自体が実施されにくい環境にあります。いざ試行的面会交流を実施する際にも、関係者は平日昼間に上田支部庁舎まで赴かなければならず、実際の調停において「上田支部でしか試行面会ができない旨説明したところ、試行面会の実施を断念した」というケースや「調停期日に試行面会を行う際に、上田支部まで赴いて試行面会室で試行面会を実施した後に、わざわざ佐久支部まで戻って調停を行うという二度手間を強いられた」というケースなども報告されています。事件当事者の不都合だけでなく、何より、上田支部で試行面会が行われる場合には、子ども達は学校等を休んだり早退したりしなければなりません。裁判所は、誰もが利用する可能性がある施設であ

り、地域間での平等が求められる司法において、佐久地域の住民は、この点で、他地域の住民に比べて大きな負担や不利益を被り続けてきました。

- (3) まして、佐久支部庁舎周辺地域は児童人口が急増している地域であり、佐久支部管内全域で見ても児童人口増減率は県内で最も良好な統計となっています。離婚事件がほぼ地域性に関係なく一定割合で生じている現実からすれば、佐久地域においては、親権を争う離婚事件が長期将来的に多く発生し続けることは間違いありません。

佐久支部における家事事件の動向を見ても、佐久支部は県内6支部の中で人口も家事新受事件数も3番目に多く、直近の統計である令和元年の同事件数は平成30年の1570件から1703件に増加しており、令和2年の家事新受事件数も長野家庭裁判所から提供された概数によれば佐久支部は1,781件(平成30年から211件増)であり、更なる増加傾向にあります。

また、佐久児童相談所管内における児童虐待相談数も、平成22年の97件から、令和元年の統計では年間408件(平成30年から140件増)にまで増加している状況にあります。

- (4) このような状況において、佐久支部への家裁調査官常駐は、当協議会構成員である佐久児童相談所からの要望であることは勿論、長野県からも具体的に国に対して要望がなされてきたところです。

上記諸状況からすれば、佐久支部において、いつ何時家裁調査官の常駐が実現しても即座に対応できるように試行面会施設を整えておく必要があります。

また、それ以上に、近年の佐久支部における家裁調査官の填補状況に鑑みれば、今回の改修を機に試行面会施設を設置し、直ちに佐久支部庁舎内において試行的面会交流を実施すべきことは明らかです。というのも、長野家庭裁判所によれば、令和2年の佐久支部に対する他庁からの家裁調査官の填補日数は、新型コロナウイルス禍により調停開廷日が少なかったにもかかわらず、平日約20日間強のうち月平均で13日以上であったとの統計が出ています。すなわち、日常的にそれほど多数回の家裁調査官が佐久支部に填補されているのであれば、試行面会施設さえあれば、関係者がわざわざ試行面会のために上田支部庁舎まで赴く負担を負う必要はないのです。速やかに填補家裁調査官の立会いによる試行的面会交流を実現するため、この改修の機会に、試行面会施設を設置することの優先度は格別に高いものがあります。

(5) なお、試行面会施設の設置については、後述するエレベーター設置工事も踏まえたレイアウト変更を前提に検討すべきですが、仮に現在の改修予定案を前提にしても、新設される会議室や調停室を兼用する方法によって、試行面会施設を設置することは可能です。

すなわち、①新設予定の会議室に親子面会室（考査室）の機能を兼用させ、隣接する調停室との間の壁にマジックミラーを設け、同調停室に考査室の機能を兼用させることで、十分な試行面会施設とすることができます。また、②1階に新設予定の隣り合った2つの調停室の両室に考査室の機能を兼用させることでも、十分な試行面会施設とすることもできます。

試行面会は、毎日行われるようなものではなく、調停室も会議室も見込まれる使用頻度は週に数日程度であるため、兼用に耐える施設といえます。

もちろん、上記①②の場合でも、エレベーター設置を前提とすれば、現状5室の調停室を6室に増加させることは困難になるかもしれません。しかし、佐久調停協会においても、試行面会施設やエレベーターを差し置いてまで、調停室を増設する必要性まではないという意向が示されています。

(6) 仮に、兼用も困難ということであれば、限られたスペースで改善効果の不十分な大改修を行うよりも、別棟を増築する方法も検討に値すると考えます。佐久支部の敷地にはかなりの余裕があり、別棟の増築も十分に可能です。

このように、新設する部屋の兼用や別棟という形でも構いませんので、この機会に是非とも試行面会交流ができる機能を佐久支部に確保していただきたく、標記要望の趣旨1のとおり、試行面会施設の設置工事を優先的に行うことを強く要望いたします。

4 本件改修工事案には、エレベーターの設置がなく、バリアフリーの見地から大きな問題がある

(1) 本改修工事案には、相当な予算が計上されていると推察されるにもかかわらず、エレベーターの設置が予定されていません。その理由として、裁判所からは、他の同規模の裁判所庁舎とのバランスといった説明がなされましたが、到底納得できるものではありません。

ん。東京高裁管内に限っても、八王子簡易裁判所や鯉沢簡易裁判所は2階建庁舎ですがエレベーターが設置されており、殊に、八王子簡易裁判所については、一旦はエレベーターが設置されない計画が示された後に、地元自治体等からの要望を受けて計画が変更されエレベーター設置がなされた旨聞き及んでおります。たしかに、古い2階建て裁判所庁舎にはエレベーターが設置されていない庁舎が多いのは事実ですが、そうだからと言って、相当額の改修費用が予算化された場合にまで設置しなくてもよいということにはなりません。そういった予算が付いたときにこそ、順次エレベーター設置工事をしていくことによって、初めて将来の全国的なバリアフリー化が実現するものと考えます。

(2) 国は、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、身体的状況等を問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、生き生きと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境等をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくというまちづくりの理念を示しています。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」も、この理念の中で定められたものです。

特に、長野県は、同法制定の10年以上前から、障害者が安心して行動でき、社会に参加できる福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、すべての県民が共に生きる豊かな福祉社会を実現することを目標に掲げており、長野県福祉のまちづくり条例を定め、その中で、事業者に対しては、管理する施設について障害者等が安全かつ

容易に利用できるようその責任において整備に努めなければならない旨を規定しています。当然ながら、長野県内の裁判所も、その責務を負っています。

(3) そんな長野県にありながら、佐久支部庁舎は、県内の裁判所支部庁舎の中で唯一エレベーターが設置されていません。そのため、過去には、佐久支部庁舎2階で急病人が出て救急車が来た際に、階段が狭いためにストレッチャーの搬入ができず、階段の勾配のために担架の使用もできなかったという事例や、車椅子に乗せられ職員に持ち上げられて階段を昇った際に、頭が大きく後ろに反れたことで体調不良をきたしてしまった事例等々が報告されています。松葉杖を使用している利用者が階段の昇降にとっても苦勞していたという事例などは最近も含め日常的にあります。来庁者は、人生の一大事で裁判所に赴いているという意識も相俟って、普段階段の昇降を避けている方でも、無理をして階段を昇降してしまい、いつ事故が起こってもおかしくない状況といえます。また、市民にとどまらず、高齢の調停委員、負傷した裁判所職員、障害のある弁護士等が階段の昇降に大変な困難を強いられていたという実例もあります。傍聴を希望する高齢者が必死に階段を上っていたという報告例もあり、本来誰にでも平等に「公開」されるべき裁判が事実上制限されているという現実もあります。

(4) 裁判所からの説明においても、本件改修工事案を前提として、2階の1号法廷における裁判の傍聴希望者が裁判当日に佐久支部庁舎に赴いた場合に傍聴できる方法について問うても、有効な回答を得

ることはできませんでした。調停の場面を想定しても、仮に対立の激しい当事者同士の調停を1階に新設される調停室と2階の調停室とを併用して行う場合には、調停委員が両調停室間を移動することになります。調停委員には高齢者も多く、階段の昇降が困難な者もいることから、佐久調停協会からもエレベーター設置を強く求める要望が出ています。さらには、本件改修工事案では、佐久支部庁舎で働く裁判官や職員については、必然的に「階段の昇降ができることが前提条件」になってしまい、ユニバーサルデザインの考えに反すると言わざるを得ません。

- (5) そもそも、法的に、既存建物へのエレベーター設置義務までは課されてこなかったのは、既存建物にまで一斉に設置義務化されてしまうと費用負担が一気に大きくなってしまおうという現実に鑑みてのことです。そうだとするならば、エレベーターを設置できるだけの改修予算を得た場合には、基本的にバリアフリー化の工事は優先されるべきであって、そうでなければ、いつまで経っても社会の全面的なバリアフリー化の実現はなしえないことになってしまいます。

言うまでもなく裁判所庁舎は公的な建物であり、佐久支部庁舎2階には誰でも傍聴可能な公開法廷を備えていることにも鑑みれば、佐久支部庁舎の改修にあたっては、不特定多数の者が利用する官公署として、長野県福祉のまちづくり条例やバリアフリー法等の趣旨が最大限尊重されなければなりません。むしろ、市民や民間事業者に対して見本となるべき建物にしなければならないはずです。

- (6) 仮に、本件改修工事案を前提に考えても、現庁舎の北側にある公

衆待合室付近は1階2階ともに改修予定区画となっており、その部分の外壁には出入口として開口部もあることから耐力壁ではなく、この付近であれば、躯体に影響なくエレベーターを設置することは可能なはずですが。施工方法如何によっては、むしろエレベーター設置によって耐震性を向上させる可能性もあると思われます。

大規模改修にあたって、バリアフリー化は特に優先的に検討すべき事項であり、本件改修工事案のレイアウトそのものの変更も含めて再検討していただいたうえで、標記要望の趣旨2のとおり、エレベーターの設置工事を優先的にを行うことを切に要望いたします。

5 本件改修工事の入札公告は一旦延期すべきである

(1) 国土交通省は、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」において、改善、改修の際のチェックポイントとして、現状を十分に把握し、改善の目標を定めるとしても、基本的な配慮はハード面における対応であるとし、新築の場合と同様、建築物を管理運営する職員や利用者の意見を十分に組み上げることが必要であると明言しています。

佐久支部庁舎の問題については、平成29年9月29日の佐久広域連合議会による「長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い、及び庁舎の建替えを求める意見書」の採択にはじまり、その後、管内各市町村議会においても採択された同様の意見書の中でも改善が指摘され、また、長野県議会の平成30年2月定例会において採択された「長野家庭裁判所佐久支部におい

て、調査官の常駐、少年審判の取扱い及び庁舎の建替えを求める意見書」及び「裁判所支部機能の充実を求める意見書」においても、改善の必要性が記されています。

これらの意見書による要望は、地域住民の声そのものであり、こういった意見を十分に組み上げて頂くことが必要となります。

(2) 本件改修工事案については、令和3年3月末には入札の公告がなされると伺っておりますが、本件改修工事案が公にされたのは、令和3年3月8日の長野県弁護士会佐久在住会に対する説明会が最初であり、当協議会へ説明がなされたのは同年3月17日であって、本件改修工事案を十分に検討し、要望を上げる暇があまりにも短いと言わざるを得ません。

これまで、本協議会構成団体の中では、長野県弁護士会が同年3月13日開催の常議員会承認を経て要望書を提出し、本協議会でも、急遽3月19日に臨時会を開催し本要望書を提出するものではありますが、他の構成団体等では十分な検討の機会すらない状況であり、利用者からの意見を十分に組み上げる期間が設けられているとはいえない状況です。

殊に、佐久広域連合においては、同年3月29日に開催予定の議会において、本件改修工事案に対して意思表示する準備を進めているところであり、同議会が佐久支部と管内を同一にする地域住民の代表機関としての性質も有することから、同議会の意思表示を組み上げていただくことは、佐久支部の大規模改修においては必須であると考えます。

そのため、標記要望の趣旨3のとおり、本件改修工事の入札公告を延期していただくことも併せて要望いたします。

以上

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

会長 佐久広域連合長 柳 田 清 二

裁判所佐久支部の充実を求める協議会

会 長	佐久広域連合連合長	柳 田 清 二
副 会 長	長野県議会議員	小 山 仁 志
監 事	佐久調停協会会長	吉 岡 道 明
監 事	佐久児童相談所所長	山 室 京 子
	佐久広域連合議会副議長	高 橋 康 徳
	長野県議会議員	山 岸 喜 昭
	長野県議会議員	大 井 岳 夫
	長野県議会議員	竹 花 美 幸
	長野県議会議員	花 岡 賢 一
	長野県議会議員	依 田 明 善
	長野県弁護士会会長	中 嶋 知 文
	佐久保健福祉事務所所長	白 井 祐 二
	長野県社会福祉士会会長	萱 津 公 子
	佐久市更生保護女性会会長	木 内 咲 子
	南佐久地区更生保護女性会会長	鷹 野 智 恵
	長野県司法書士会副会長	和 田 洋 子
事務局 長	長野県弁護士会地域司法計画推進委員	大 井 基 弘
事 務 局	佐久広域連合事務局長	比 田 井 毅
事 務 局	佐久広域連合事務局次長	平 井 義 人
事 務 局	佐久広域連合事務局庶務課企画係長	望 月 裕 一